



令和2年9月9日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

建設業法の規定に基づく監督処分について

本日、内閣府沖縄総合事務局は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

1. 処分対象業者

商号：株式会社漢那トラスト

代表者：三上 雅之

主たる営業所：沖縄県那覇市銘苅一丁目2番1号－101

2. 処分内容

建設業法第29条第1項の規定に基づく建設業許可の取消し処分

1. 許可番号 国土交通大臣許可(般-28)第26494号

2. 許可年月日 平成28年12月27日

3. 取消しに係る許可 (一般)とび・土工工事業

3. 処分理由

株式会社漢那トラストの元代表取締役は、法人税法違反、消費税法違反、地方税法違反により、横浜地方裁判所から懲役1年6月(執行猶予3年)の判決を受け、代表取締役在任中の平成30年5月29日にその刑が確定している。

このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。

<問合せ先>内閣府 沖縄総合事務局

開発建設部 建設産業・地方整備課 課長 おおしろ まもる 大城 護

課長補佐 やましろ はじめ 山城 元

電話(直通) 098-866-1910